

国名及び調査対象地域	アメリカ合衆国 カリフォルニア州における DV に関する法令
回答者氏名及び所属	Jesus Eduardo Arias（弁護士、法学修士） カリフォルニア州弁護士会の現役会員
回答作成日	2025 年 3 月 9 日

I. DV 被害者保護に関する法制度の概要

- ※ DV の定義を含む。
- ※ 法令名を含む。

カリフォルニア州には、DV 被害者およびその未成年の子どもを保護するための法律がいくつか存在する。例えば、DV 被害者を保護する基本的な法律は、「the California Domestic Violence Prevention Act (DVPA) (カリフォルニア州 DV 防止法)」および the California Penal Code (domestic violence criminal statutes) (カリフォルニア州刑法 (DV 犯罪法)) の 2 つである。

カリフォルニア州 DV 防止法 (DVPA) は、家族法典第 6200 条以下にカリフォルニア州の法律として成文化されており、DV の有害な影響を防ぎ、そのような状況に関与している当事者間で、要請に応じて、分離期間その他の予防措置が直ちに取られることを確保することを目的としている。

DVPA に基づく DV の定義

DVPA では、「DV」を特定の個人（配偶者もしくは元配偶者、同居者もしくは元同居者、被申立人と交際もしくは婚約関係にある、もしくはあった者、被申立人との間に子どもがいる者、当事者の子ども、その他二親等内の血族もしくは姻族関係にある者を含む）に対する虐待と定義している。カリフォルニア州家族法典第 6211 条（Cal Fam Code §6211）

DVPA において、「虐待」は広く定義され、意図的もしくは見境なく身体傷害を引き起こすもしくは引き起こそうとすること、性的暴行、差し迫った重大な身体傷害に対する合理的な不安を抱かせること、またはカリフォルニア州家族法典第 6320 条に基づき禁止命令が出される可能性のある行動（相手方に対するわいせつ行為、攻撃、殴打、ストーカー行為、脅迫、性的暴行、暴力、嫌がらせ、電話、直接・間接を問わない郵便その他の手段による接触、一定距離内への接近、平穩の攪乱等の行為を含む）を取ることが含まれる。

DVPA における虐待の定義は、身体的暴力に限定されるものではなく、被害者の感情的安定を破壊する非身体的な形態の虐待も含まれる。

カリフォルニア州刑法における DV の定義

カリフォルニア州刑法第 13700 条における DV は、配偶者、元配偶者、同居者、元同居者、被疑者との間に子どもがいる者、または被疑者と交際もしくは婚約関係にある、もしくはあ

った者である成人または未成年者に対して行われる虐待と定義されている。虐待は、刑法第 13700 条においてさらに定義されており、その内容は、意図的にもしくは見境なく身体傷害を引き起こすもしくは引き起こそうとすること、または他の者に対して、重大な身体傷害が自身もしくは他者に差し迫っているという合理的な不安を抱かせることである。 *People v. Caceres*, 39 cal. app.5th 917, *People v. Mani*, 74 Cal.App.5th 343, *People v. Carter*, 60 Cal. app.4th 752.

II. DV 関連の司法手続

1 警察による加害者への対応

(1) 概要

保護命令の種類

警察は、犯罪被害者を保護するために Emergency Protective Order (EPO) (緊急保護命令) を要求することができる。通常この要求は、被害者が警察または 911 に助けを求めた場合に発される。

被告人（罪を犯したことで告発された者）が逮捕・起訴された場合、裁判官は、被害者および証人を保護するために Criminal Protective Order (CPO) (刑事保護命令) を発令することができる。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

例えば、Los Angeles Police Department (LAPD) (ロサンゼルス市警察) および Los Angeles County Sheriff's Department (ロサンゼルス郡保安官事務所) は、ロサンゼルス市およびロサンゼルス郡の法執行機関である。LAPD の警察官または郡保安官代理は、緊急保護命令 (EPO) を要請することができる。

米国には National Domestic Violence Hotline (全国 DV ホットライン) もある。被害者は、1-800-799-SAFE (7233) に電話をかけるか、88788 に「START」とメール送信することで、このホットラインにつながることもできる。また、AI チャットを通じて虐待に関する情報を得ることもできる。

(3) DV の通報があった場合の警察の対応

警察官は、Emergency Protective Order (緊急保護命令) (様式 EPO-001) 申請書に記入し、裁判官に連絡して申請書の審査を求める。裁判官は、24 時間 365 日、こういった緊急命令に署名することができる。

裁判官は、DV (domestic abuse)、児童虐待、子の奪取、ストーカー行為、または高齢者もしくは扶養を受けている成人に対する虐待がある場合、将来の危害を防ぐために EPO を発令することができる。

EPO には、被告人に対する以下の命令が含まれることがある。

命令で保護される者に接触しないこと

命令で保護される者に対して嫌がらせ、ストーカー行為または脅迫をせず、また危害を加えないこと

命令で保護される者またはその居住地もしくは定期的に通う場所から一定の距離を保つこと

命令で保護される者と共有している住居から退去すること

銃、銃器、弾薬または防具を持たないこと

EPO の有効期間は短く、通常は 5～10 日である。EPO で保護される者が、より長期にわたる保護を必要とする場合、または他の命令を求める場合は、接近禁止命令を申請することができる。

警察官は、銃、銃器および弾薬の所有をやめさせるために、Gun Violence Emergency Protective Order (GVEPO) (銃暴力緊急保護命令) を要求することができる。警察は、誰かが銃または銃器で自身または他者を傷つけるおそれがあると懸念する場合、この命令を求めることがある。GVEPO には、他の裁判所命令（当該者が他の者に接触または接近することを禁止する命令等）を含めることはできない。

警察官は、Gun Violence Emergency Protective Order (銃暴力緊急保護命令) (様式 EPO-002) 申請書に記入し、裁判官に連絡して申請書の審査を求める。裁判官は、24 時間 365 日、こういった緊急命令に署名することができる。

GVEPO が発令された場合、その有効期間は最大で 21 日間である。法廷審問（裁判期日）が設定され、警察および命令書に記載された者は裁判所に出向かなければならない。法廷審問において、裁判官は GVEPO を延長するかどうかを判断する。延長が認められた場合、この命令は 1～5 年間有効となる。

(4) 接近禁止命令等を守らない加害者に対する警察の対応

保護命令に違反した場合の具体的な罰則は、命令の種類および違反の性質によって異なる。例えば、ストーカー事件では、違反により懲役や罰金が科されることがあるが、DV 事件においては罰則が異なる場合がある。

保護命令違反に対する、より一般的な罰則には、以下のものが含まれる。

- 1 級軽犯罪・A 級軽犯罪を含む刑事罰
- 拘留等の可能性
- 罰金
- 法廷侮辱罪

初めての違反に対する罰則よりも、その後の違反に対する罰則の方が重くなる。未成年の子どもが関与している場合には、罰則がさらに重くなる可能性がある。

保護命令を受けた者が、形式的には命令に違反したものの、被害者に危害を加えたり、危害

を加えると脅したりしていない場合には、その行動を将来の参考のために記録しておくだけで構わない。

命令の相手方が被害者に危害を加えたり、脅したりした場合、被害者が最初にするべきことは、法執行機関への通報である。法執行機関は、現場に駆け付けて相手方を敷地から排除するだけでなく、その出来事を正式に記録する。

警察は相手方を逮捕し、軽犯罪で訴追する。その後裁判所は、必要な措置があればこれを決定するために審理を行う。

裁判官は、裁判所命令の内容および相手方による違反の性質に応じて、以下のいずれかの措置を取ることがある。

- 違反者に法廷侮辱罪を適用する
- 自由刑を下す
- より厳格な保護命令を発する

カリフォルニア州では、有効な保護命令の内容に違反することは、刑法第 273.6 条に基づく軽犯罪に該当する。裁判所が接近禁止命令または **stay-away order** を発した場合、被告人（制限を受ける側の当事者）はその規定を遵守しなければならず、違反した場合には、さらなる刑事訴追を受ける可能性がある。

過去に刑法第 273.6 条違反で有罪判決を受けた者が、再び被害者への暴力、暴力による脅迫または傷害に関わる事件で訴追された場合、当該者は、軽刑務所または刑務所に最長 3 年の収監に処される重罪で訴追される可能性がある。

(5) DV 被害者が外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）

カリフォルニア州では、英語を話さない移民や外国人、さらには不法移民も利用可能な、DV に関する支援リソースが提供されている。以下はその一部である。

- <https://www.domesticshelters.org/> は、被害者の近くで活動している、訓練を受けた DV 支援者を見つけるのに役立つ。書類や法的な身分証明書を持たない移民であっても、DV シェルターから支援を受けることができる。シェルターでは、正式な身分証明書を提示する必要はない。
- [National Domestic Violence Hotline（全国 DV ホットライン）](#)（電話：800-799-SAFE）は、電話、メール、チャットによるサポートを提供しており、200 以上の言語で情報提供、教育および他の支援機関への紹介を行っている。
- [Tahirih Justice Center（タヒリ・ジャスティス・センター）](#) は、ジェンダーに基づく暴力を受けた移民被害者を支援することに特化した団体である。
- [National Immigrant Women's Advocacy Project（全国移民女性支援プロジェクト）](#) は、移民に役立つ支援情報および支援プログラムの一覧を提供している。
- 法律扶助団体や法科大学院が、被害者の地域で移民相談所を提供していることもある。

- [Immigrant Women's Support Services \(移民女性支援サービス\)](#) では、16 の言語で DV の支援を行っている。

(6) その他、警察等に関する有益な情報

以下のリンク先では、より詳しい情報や DV に関するガイドラインを調べることができる。

https://post.ca.gov/Portals/0/post_docs/publications/Domestic_Violence.pdf

2 DV 被害者が緊急時に取り得る司法手続

※ DV 被害者又は近親者への接近禁止命令、住居からの退去命令等を含む

(1) 概要（調査対象地域を明記：カリフォルニア州）

カリフォルニア州 DV 防止法 (DVPA) は、DV 被害者に対する保護をいくつか規定している。DVPA に基づき、裁判所はさらなる DV 行為を防止するための保護命令を発令することができる。こういった保護命令には、加害者が被害者に接触または接近することを禁じる接近禁止命令を含めることができる。またこの保護命令については、通知および審理の後、または判決において、被害者のみの申立てに基づき発行することができる。さらに、DVPA は緊急保護命令を認めている。これは、DV の差し迫った現在の危険があると考える法執行官の要請に応じて、司法官が発することのできる命令である。

また DV 被害者には、医療、シェルターまたは病院への移送、被害者宅からの個人財産の持ち出しおよび安全な脱出を確保する警察の立ち合い等、様々な形態の緊急援助を受ける権利がある。さらに、California Emergency Management Agency (カリフォルニア州緊急事態管理庁) は、被害者およびその子どもに緊急避難所、一時的な住居、法的権利擁護その他の支援サービスを提供する、包括的な、避難所ベースのサービス助成プログラムを運営している。

DVPA には損害賠償に関する規定も含まれており、裁判所は、加害者に対して、虐待の直接の結果として生じた収入の逸失および自己負担費用を被害者に補償するよう命じることができる。

上述のとおり、警察は、犯罪被害者を保護するために**緊急保護命令 (EPO)** を求めることができる。通常、事件発生後に被害者は、警察または 911 に通報して助けを求める。加害者が逮捕・起訴された場合、裁判官は、被害者および証人を保護するために**刑事保護命令 (CPO)** を発令することができる。

被害者自身が訴訟を起こし、接近禁止命令 (Domestic Violence Civil Restraining Order (**DV 民事接近禁止命令**)) を求めることもできる場合がある。

Civil restraining order (民事接近禁止命令) には、被告に対して被害者へ近づかないよう命じる等の、EPO または CPO と同様の内容をいくつか含めることができる。ただし、

(法執行機関ではなく) 被害者によって提起される接近禁止命令訴訟では、追加の保護が認められることもある。

被害者は、接近禁止命令と EPO または CPO の同時発令を受けることもある。複数の裁判所命令の間に矛盾がある場合 (例えば、同じ事柄について異なる命令が出ている場合)、どの裁判所命令に従うべきかについては、保護命令書または接近禁止命令書の最終ページで確認することができる。

(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

2020 年、カリフォルニア州議会は、DV の時効を 5 年間に延長する法案 (SB 273) を可決した。これにより、DV 被害者が警察に通報したり、加害者を犯罪者として告発したりするのに 5 年の猶予が与えられることとなった。ただし、民事接近禁止命令の申請については、できるだけ早く行うことが極めて重要である。これは、事件が直近のものであるほど、裁判所が検討する審理時の信用性が高くなるためである。

被害者が助けを求めて接近禁止命令を申請した場合で、申立人に差し迫った危険があり、裁判所が事件の本案を十分に審理する前に保護が必要であると裁判官が判断した時点で、Temporary Restraining Order (一時的接近禁止命令) が直ちに発令されることがある。一時的接近禁止命令は、20 日から 25 日間、または恒久的な接近禁止命令に関する本案の審理が行われるまで、有効となる。

(3) 裁判所の判断が効力を有する期間

被害者が裁判所に申請を出した後、裁判官は、一時的接近禁止命令 (TRO) を発令するか否かを迅速に決定する。また、以後の審理を設定して the Long term Restraining Order (長期的接近禁止命令) の必要性を判断する。長期的接近禁止命令は、最長 3 年間、個別の事情によっては 5 年間有効とすることができる。

ただし、命令の失効後も被害者が引き続き保護を必要とする場合には、長期的接近禁止命令を更新することができる。更新された場合、裁判官はこれをさらに 3~5 年間延長するか、または個別の事例に応じて異なる期間、命令を恒久的なものにすることができる。

(4) 具体的な申立方法

1. 必要な様式すべてに記入する
 - 1.1. DV-100 Request for Domestic Violence Restraining Order Form (DV 接近禁止命令申請フォーム)
 - 1.2. CLETS-001 Confidential CLETS information Form (非公開情報フォーム)
 - 1.3. DV-109 Notice of Court Hearing Form (法廷審問通知フォーム)
 - 1.4. DV-110 Temporary Restraining Order Form (一時的接近禁止命令フォーム)
2. 親権や配偶者扶養費等、特定の状況に対応する様式に記入する
3. 裁判所に応じて記入すべき現地様式がないか確認する。

4. 裁判所に法的書類を提出する（以下のウェブサイト [Find my court | Judicial Branch of California](#) で、被害者の市/郵便番号に応じた適切な管轄裁判所を調べることができる）。書類の提出は、オンラインで行うこともできる。
5. 提出日当日に、裁判官による申請の審査を受けられる場合もある。当日中の審査が叶わない場合、被害者は、翌日に裁判所に再度出向くことになる。申立人は、受付担当職員に対して、押印済みの裁判所書類をいつ受け取りに来ればよいか、確認しておくことが推奨される。
6. 裁判官が押印した書類をあらためて吟味する。裁判官が様式 DV-110 に署名した場合、それは一時的接近禁止命令が発令されたことを意味する。司法委員会様式 DV-110 で発令された命令は完全に有効であるが、その有効期間は、本案事項の審理のための裁判期日までに限られる。被害者は、長期的接近禁止命令を望む場合、この審理に出席しなければならない。そして、弁護士の有無にかかわらず、自身の証拠をすべて提示しなければならない。
裁判官は、一時的接近禁止命令を発令しない場合でも、正義が要求する場合には、審理の際に恒久的接近禁止命令を発令することができる。
7. 上記すべての様式（裁判所の押印および審理日の記載があるもの）を加害者または被申立人に送達する。この送達は、保安官が無料で実施することもできる。また被害者は、事件当事者でない 18 歳以上の他の者を選び、この者に書類を送達させることもできる。

(5) 弁護士の選任の要否

弁護士への依頼は必須ではなく、被害者は、対応する郡裁判所の自助センターから無料で法的支援を受けることができる。

(6) 外国人である DV 被害者に有益な情報

<https://www.uscis.gov/sites/default/files/document/brochures/IMBRA%20Pamphlet%20Final%2001-07-2011%20for%20Web%20Posting.pdf>

(7) その他 DV 被害者に有益な情報

<https://www.womenslaw.org/laws/ca/restraining-orders>

3 2の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置

※ 上記 1 への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV 被害者から加害者自身も DV を受けたことを内容とする告訴等

(1) 概要（カリフォルニア州の法的観点から）

カリフォルニア州において、ある者に対して接近禁止命令が送達された場合、当該者は以下の手順に従わなければならない。

一時的接近禁止命令が発令されている場合、被申立人は、所有または所持している銃器および弾薬を提出、売却または保管しなければならない。また、防具を所有している場合は、これを手放さなければならない。その後、それらの銃および銃器をどう処理したかについて宣誓書を提出する必要がある。

これに従わない場合、州犯罪または連邦犯罪で逮捕・起訴される可能性がある。

相手方が養育費、配偶者扶養費、弁護士費用、被申立人による債務の支払いを求めた場合には、Income and Expense Declaration（収入支出申告書）と呼ばれる様式（様式 FL-150）に記入する必要がある。この様式には、収入の額および支出について記載する。被申立人は、過去 2 カ月分の収入証明書（給与明細等）を添付の上、この様式を提出しなければならない。

被申立人は、DV 接近禁止命令に回答する権利を有する。これは、裁判官および相手方に対し、接近禁止命令の要請に同意するか否かおよびその理由を書面で知らせることによって行うことができる。被申立人は、裁判官の裁量により、自己に有利な保護を要請することもできる。

(2) 加害者側の措置が効力を有する期間

被申立人は、送達を受けた時点で直ちに命令に従わなければならない。書面で回答するという選択肢に関しては、裁判所が設定した審理日より前にこれを行うことができる。

(3) DV 被害者が取り得る対抗策

接近禁止命令自体が、以下の全ての項目を含むため、被害者の尊厳を保護する。

- ・ 保護対象者（保護対象者として記載された子どもその他の者を含む）に接触せず、また危害を加えないこと
- ・ 保護対象者および対象場所に近づかないこと
- ・ 銃器（銃）、銃器の部品、弾薬または防具を所有しないこと。これには、「ゴースト銃」のような自家製銃や追跡不可能な銃も含まれる。
- ・ 保護対象者と共有している場所から退去すること
- ・ 親権および面会に関する命令に従うこと
- ・ 養育費を支払うこと
- ・ 配偶者扶養費を支払うこと
- ・ 財産に関する債務を支払うこと
- ・ 保護申立人に財産（例：携帯電話、車、住居）の管理権を与えること

加害者が送達を受けた後に命令に違反した場合、警察は、加害者を逮捕することができる。保護対象者は、発令された接近禁止命令の写しを常に携帯し、必要に応じて直ちに警察に通報することが強く推奨される。

4 DV 被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

(1) 概要 (カリフォルニア州)

被害者は、特に虐待が被害者の労働能力に影響を与えた場合において、加害者から配偶者扶養費を受け取る権利を有する可能性がある。

(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

配偶者扶養費の請求は、接近禁止命令の申立てと同時にされるが、被害者は、何らかの理由により最初の申立て時にこの項目にチェックを入れなかった場合でも、申立書を修正してこれを裁判官に請求することができる。

(3) 裁判所の判断が効力を有する期間

裁判官は、以下の点を検討して金額を決定する。

- 所得の少ない側の配偶者のニーズ
- 所得の多い側の配偶者の支払能力

裁判官は、一方の配偶者がどれだけの費用を賄う必要があるのか、また他方の配偶者がそのニーズを満たすのに十分な収入を得ているのかを検討する。裁判官はまた、DV を、配偶者扶養費の額を決定する要素として考慮することもある。

配偶者扶養費の支払命令が接近禁止命令に基づくものである場合、裁判官が特定の期間を指示しない限り、その有効期間は接近禁止命令と同一の期間となる。

(4) 具体的な申立方法

接近禁止命令を申請する場合と同様の法的手続きに従う(上述のとおり)。様式 DV-100 の項目 25 にチェックを入れ、様式 FL-150 に記入する。この様式は、被害者の月収や生活費等の経済状況を裁判官に知らせるためのものである。

(5) 弁護士の選任の要否

弁護士に依頼することは必須ではなく、被害者は、対応する郡裁判所の自助センターから無料で支援を受けることができる。

(6) 外国人である DV 被害者に有益な情報

(7) その他、生活費の確保に関する有益な情報 (同種の行政手続を含む)

カリフォルニア州では、犯罪被害者は、様々な支援サービスを受ける権利を有する。こういったサービスには、危機介入、緊急援助(食料、住居、衣類等)、情報紹介カウンセリング、犯罪に起因する問題に関する直接カウンセリング、ならびに補償請求の処理、提出および検証に関する支援が含まれる。被害者はまた、証拠として保持されている財産の返還、刑事司法制度に関するオリエンテーション、裁判所への同行、ならびに友人、親族および雇用主への犯罪および被害者の状態に関する連絡において支援を受けることができる。

さらに、被害者は、犯罪の結果として被った経済的損失に対する損害賠償を受ける権利を有する。この経済的損失には、医療費および精神保健相談費、収入の逸失その他の、他から補償されていない金銭的損失が含まれる。被害者はまた、特定の種類の支援に関して賠償基金からの支援を申請することもできるが、これによって他の公的扶助制度への参加資格が失われることはない。

被害者支援者は、被害者の権利の理解、損害賠償の申請、検察との連絡、支援サービスの利用、被害者影響報告書の作成において被害者を支援することができる。法執行機関および検察機関には、住居、雇用、補償、移民救済等に関する被害者の権利について、被害者に知らせる義務がある。人身取引、DV その他の重大犯罪の非市民被害者にも、難民が利用できるものと同様の公共社会サービスおよび医療サービスを受ける資格がある。

さらに、犯罪被害者に包括的なサービスを提供するために、様々なプログラムやセンター（法律情報センター、被害者・証人支援センター等）が情報提供、支援および紹介を行っている。

5 DVがある場合の離婚手続

(1) 概要（カリフォルニア州）

DV の履歴は、離婚訴訟の間、裁判所にとって重要な判断材料となる。DV の証拠は、カリフォルニア州での離婚の結論に大きな影響を与え、離婚条件に直接影響する可能性がある。そのため、虐待を伴う結婚を解消しようとしている離婚当事者が自身の権利を理解し、適切な法的手段を講じて身を守ることがより一層重要になる。

(2) 監護権についての裁判所の判断の傾向

裁判所は、未成年の子どもにとって最善の利益となる親権の取決めを行うために様々な要素を考慮するが、DV が、親権判断を決定づける要素となることもある。

- 安全上考慮すべき事項：裁判所は、親権を決定する際に子どもの安全を最優先に考える。DV の証拠は、たとえそれが子どもに向けられたものでなくても、重要な判断材料となり得る。暴力的な行動を示した親は親権者としての適格性に欠けるとみなされる可能性があり、裁判所は、子どもを守るために監視付き面会を課したり、面会権を全面的に否定したりすることがある。
- 感情的・心理的影響：DV にさらされることは、子どもに長期的な感情的・心理的影響を及ぼす可能性がある。裁判所は、暴力が発生した環境に子どもを置くことの潜在的な有害性を認識している。この認識は、虐待していない親を優先的に親権者とし、それによって子どもが DV の有害な影響にさらされることを抑えようとする判断につながる可能性がある。
- 親としての適格性：裁判所は、各親の安定した養育環境を提供する能力を評価する。DV の履歴は、虐待した親の適格性に疑問を投げかけ、身体的親権および法的親権の両方の判断に影響を及ぼす可能性がある。多くの場合、裁判所は虐待していない親に親権を与え、虐待した親に対しては、制限付きまたは監視付きでなければ子どもに会えないようにするための措置を講じる。

- 保護命令および親権 : DV の被害者は、保護命令を申請することができ、この保護命令には子どもの一時的親権に関する規定が含まれる場合がある。こういった命令は、被害者およびその子どもをさらなる虐待から保護するための法的障壁として機能し、最終的な親権の取決めに影響を及ぼす可能性がある。

(3) いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向

子どもの親権には2つの種類がある。

- **Physical custody** (身体的親権) : 子供と日常的に同居する権利。
- **Legal custody** (法的親権) : 子どもの医療、教育および福祉に関する重要な決定を下す権利。

どちらの種類の親権についても、両方の親が親権を共有することができ (共同親権)、また一方の親が完全な親権を持つこともできる (単独親権)。裁判官は、何が子どもにとって最善の利益となるかを基準に親権を与える。

DV に対する有罪判決または接近禁止命令が出た場合、

親が、過去5年以内に起こった事件について、有罪判決を受けるか DV を犯した場合には、「カリフォルニア州家族法典第 3044 条」と呼ばれる法律が適用される。この法律は、裁判官に対し、虐待した親に子どもの親権を与える前に詳細な意思決定プロセスを経ることを義務付けている。

これは通常、裁判官が、虐待していない親に対して子どもの法的・身体的単独親権を与えることを意味する。虐待を犯した親は、それでも子どもと面会することはできる。

(4) 離婚手続における養育費についての判断の傾向

子どもの両親のいずれか、または子どもの法的もしくは身体的親権を有する者によって、養育費が請求されることがある。状況に応じて、養育費の支払命令を求める方法は様々である。親は、養育費だけを求めることも、家族法裁判所で争われる他の事件、例えば離婚訴訟や DV 訴訟の一環として請求することもできる。子どもの両親が結婚していない場合は、養育費の請求の前に父性 (法的な父親) の確定が必要となる。

一方の親が公的扶助 (Temporary Assistance for Needy Families or TANF) (貧困家庭一時扶助) を受けている場合、または the Department of Child Support Services (DVSS) (児童扶養部) との間で私的な案件が開始されている場合、DCSS は、他方の親に対して養育費請求手続きを自動的に開始する。

養育費は、食料、衣類、医療および教育を受ける能力を提供することを目的としている。

(5) 離婚手続における面会交流についての判断の傾向

DV が関係する状況において、裁判所は、虐待した親と交流中の子どもを保護する目的で監督付き面会を実施することが多い。監督付き面会等により、監督のある条件下で親子関係を維持しながら安全性を確保することができる。親権制限には、交流を制限することや、虐待した親に介入プログラムの修了を義務付けることが含まれる。このような保護措置について熟知することは、親権手続きの中で子どもの安全を確保したいと考える被害者にとって極めて重要である。

6 DV 被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

被害者は、相手方との間に子どもがいる場合、裁判官に対して直ちに親権および面会に関する命令を出すよう求めることができる。

(2) 具体的な申立方法

DV 接近禁止命令の申立てと同様の手続きに従い、以下の様式にも記入する。

1. Request for Child Custody and Visitation Orders（子どもの親権および面会に関する命令の申請書）（様式 DV-105）
2. Child Custody and Visitation Order（子どもの親権および面会に関する命令書）（様式 DV-140）
3. Request for Orders to Prevent Child Abduction（子の奪取防止命令の申請書）（様式 DV-108）（任意）
4. Order to Prevent Child Abduction（子の奪取防止命令書）（様式 DV-145）（任意）

(3) 弁護士を選任の要否

弁護士に依頼することは必須ではなく、被害者は、対応する郡裁判所の自助センターから無料で支援を受けることができる。

(4) 監護権の変更に関する裁判所の判断の傾向

規則 5.381：DV 防止法事件における子どもの親権、面会および扶養に関する命令の変更

○ 規則の適用

この規則は、家族法典第 6340 条(a)に基づく子どもの親権、面会および扶養に関する命令の変更に関する裁判手続きを扱う。

○ (b) 申立手数料

家族法典第 6218 条に定義された保護命令がすでに失効している場合に限り、子どもの親権、面会または扶養に関する命令の変更申請に対して申立手数料が課されることがある。申立手数料が課される場合、その額は、最初の書類提出後に審理が必要となる申立書、申請書その他に係る申立手数料と同額となる。

○ (c) 保管

裁判所は、DV 防止法に基づいて申立てられた子どもの親権、面会または扶養に関する命令

について、家族法命令として政府法第 68152 条(c)(5)に基づいて保管しなければならない。

(5) その他、監護権の変更に關する有益な情報

<https://www4.courts.ca.gov/documents/3044sheetEN.pdf>

7 子と共に DV 被害者が転居したい場合の司法手続(国内転居の場合及び国外転居の場合)

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

一般に、親は以下の場合に子どもの居住地を変更することができる。

- 現在有効な親権および面会（養育時間）に関する命令に支障をきたさない場合
- 他方の親に当該変更について知らせている（通知している）場合

親が子どもの住居を遠く離れた場所に移すことを希望し、親権および面会に関する命令に支障をきたすこととなる場合、その親は、子どもを連れて転居する前に裁判所命令を求めることが必要になる可能性がある。これは relocation case と呼ばれるが、move-away case としても知られている。

(2) 具体的な申立方法

カリフォルニア州において、子どもを連れて新たな場所に転居するための法的手続きを開始するには、申立人は、「move-away request (転居申請書)」を家族法裁判所に提出し、当該転居の意思について他方の親に正式に通知するとともに、転居理由および接近禁止命令により課される制限を考慮した新たな面会日程を含む転居案の詳細を提示しなければならない。この手続きにおいては通常、転居予定日の少なくとも 45 日前に、他方の親に対して書面で通知する必要がある、また裁判所は、子どもと両親との関係性や転居が子どもの福祉に及ぼす影響といった様々な要素に基づいて、転居が子どもにとって最善の利益になるかどうかを最終的に判断する。

(3) 弁護士の選任の要否

弁護士への依頼は必須ではなく、被害者は、対応する郡裁判所の自助センターから無料で支援を受けることができる。

(4) 転居に関する裁判所の判断の傾向

親が身体的単独親権命令を得ている場合、子どもを連れて転居できる可能性は高くなる。判断を下すにあたり、裁判官は、まず以下のことを考慮する。

- 転居を希望する親が持っているのが子どもの身体的単独親権と身体的共同親権のどちらであるか
- 身体的親権命令が「恒久的命令」であるかどうか

一般に、親権命令は、判決（事件を終結させる最終的な書類）の一部として発令された場合には恒久的なものとなる。

通常、恒久的親権命令がある場合、裁判官は、

- 身体的単独親権を持つ親が子どもを連れて転居することを許可する。ただし、当該転居が子どもに害を及ぼすことを他方の親が立証できる場合はこの限りではない。
- 身体的共同親権を持つ親が子どもを連れて転居することを許可しない。ただし、転居することが子どもにとって最善の利益であることをその親が立証できる場合はこの限りではない。

親権に関する恒久的命令がない（事件において子どもの親権および面会に関する判決が出ていない）場合、裁判官は、身体的親権の有無にかかわらず、何が子どもにとって最善の利益となるかを基準に判断を下す。

裁判官は、子どもにとって最善の利益となるように判断を下す。親が身体的単独親権と身体的共同親権のどちらを持っているのかを把握することが、判断の出発点となる。裁判官は、以下のような他の要素も考慮する。

- 移動距離：移動距離が長いほど、子どもが両方の親と定期的に会うことが難しくなる（費用もかかる）可能性がある。
- 現在の親権の取決め：裁判官は、親権命令について検討する。また、子どもが各親と実際に過ごす時間（命令の内容と異なる場合）および子どもと各親との関係性についても考慮する。
- 両親の間の関係性：裁判官は、共同養育関係を考慮に入れる可能性がある。子どもの前で他方の親を否定する発言をしていないか？（裁判所命令に従って）他方の親が子どもと面会したり連絡をとったりすることを認めているか？
- 子どもの年齢：年齢が低い子供と年長の子どもとでは、転居により受ける影響が異なる可能性がある。年長で成熟した子どもの場合、裁判官はカウンセラーに子どもと話すよう依頼し、子どもの希望を確認することもある。

8 DV 被害者が面会交流の態様を変更したい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

カリフォルニア州の DV 事件において面会日程を変更するには、申立人は、裁判所に Request for Order (命令申請書) (FL-300) を提出する必要がある。これは the Child Custody and Visitation (Parenting Time) Application Attachment（子どもの親権および面会（養育時間）申請書添付書類）(FL-311) として使用することもできる。

(2) 具体的な申立方法

手順

1. 命令申請書（FL-300）に記入する
2. 養育計画等の添付書類がある場合は併せて用意する
3. 裁判所書記官に書類を提出する
4. 他方の親に申請書を送達する
5. Proof of Personal Service（直接送達の証明書）(FL-330) を提出する

6. 審理に出席する

手数料

書類を提出する際に手数料が発生する場合がある。

申立人は、手数料の支払いが困難な場合には、手数料の免除を申請することができる。

調停手続

当事者は、裁判官と対面する前に、調停を受ける必要がある場合がある。

調停人は、養育時間に関する合意形成の手助けをすることができる。

当事者が合意に達した場合、裁判官はその内容を審査し、承認するかどうかを決定する。

(3) 弁護士を選任の要否

弁護士への依頼は必須ではなく、被害者は、対応する郡裁判所の自助センターから無料で支援を受けることができる。

(4) 面会交流の態様変更についての裁判所の判断の傾向

カリフォルニア州では、親の行動が親権の変更を自発的に求める理由となることが多い。薬物乱用、ネグレクトその他の有害な行動等の問題によって、養育を分担し合う親が安全で安定した環境を提供できていないと一方の親が懸念する場合、変更が必要になることがある。

9 弁護士への依頼

(1) DVに詳しい弁護士の探し方

弁護士を見つけるいくつかの方法：

- 郡の弁護士紹介サービスに連絡する
- （弁護士紹介サービスその他のリソースを提供している）地元の郡弁護士会に電話する
- LawhelpCalifornia.org にアクセスし、州弁護士会認定の弁護士紹介サービスに関する詳細情報を調べる
- 州弁護士会の弁護士紹介サービスディレクトリに電話する（カリフォルニア州内からのフリーダイヤル：1-866-442-2529、カリフォルニア州外から：1-415-538-2250）
- 州弁護士認定の専門家を検索する（特定の法律分野で経験豊富な弁護士を必要とする場合）

以下のリンク先では、専門分野ごとにカリフォルニア州のすべての弁護士を調べることができる（DVの場合、分野は家族法）

<https://apps.calbar.ca.gov/members/lsearch.aspx>

- 友人、同僚、雇用主、別の法律家に、この種の問題に関して経験がある弁護士を知らないか尋ねる。銀行員、聖職者、医師、ソーシャルワーカー、教師等のビジネス関係者や専門家に紹介してもらうのも良い方法である。
- 被害者は、雇用主、労働組合または信用組合を通じて、前払いの団体法律サービスプランに加入していないか確認することもできる。

(2) 日本語対応が可能な弁護士の探し方

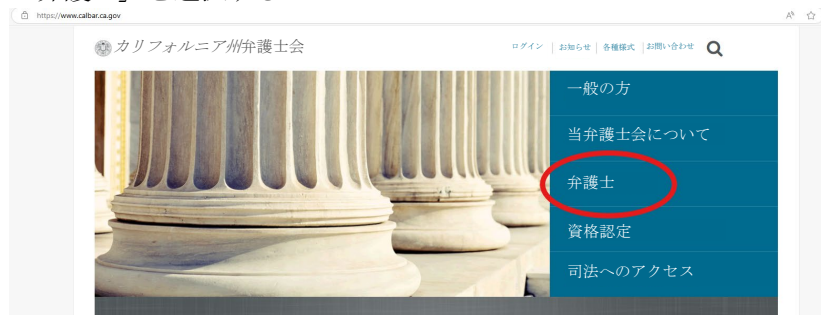
カリフォルニア州で日本人弁護士を見つけるには：

- 州弁護士会の検索

カリフォルニア州弁護士会のオンライン検索機能を利用して、取扱い分野および言語能力でフィルタリングし、日本語に堪能な弁護士を探す。

以下の手順を実行する。

1. [カリフォルニア州弁護士会ホームページ](https://www.calbar.ca.gov)
2. 「**弁護士**」を選択する



3. 下にスクロールして「**検索**」を選択する



4. 「**詳細検索**」を選択する



5. 「**対応言語**」という項目を探し、「**日本語**」を選択して、「**詳細検索**」をクリックする

6. 最終的に、500 人以上の弁護士のリストが表示される

- **Japanese American Bar Association (JABA) (日系アメリカ人弁護士会)**
JABA に連絡を取る。JABA は、日系アメリカ人の血筋を継ぐ弁護士に特化し、適切な弁護士の紹介を行っている。

(3) 弁護士への依頼方法

適切な弁護士を見つけるため、弁護士に連絡する前に、自身の法的問題の性質を明確に理解することが重要である（例：家族法、刑事弁護、人身傷害）。

カリフォルニア州で弁護士に相談するには、(866) 442-2529 に電話をかけ、カリフォルニア州弁護士会を通じて認定弁護士紹介サービスに連絡することで、自身の法的問題に適した弁護士とつながることができる。また、必要とする特定の分野に基づいてオンラインで認定法律専門家を検索したり、収入レベルに応じた低料金または無料の法的サービスを受ける資格がある場合には、法律扶助機関を探したりすることもできる。

ほとんどの弁護士は、状況について議論し、自身がその案件に適しているかを判断するための初回相談を提供している。

(4) 弁護士費用の相場

カリフォルニア州の弁護士費用は、案件の種類、弁護士の経験および場所によって大きく異なる可能性があるが、一般的には 1 時間あたり約 178 ドルから 509 ドルであり、平均では 1 時間あたり約 344 ドルとなる。案件の複雑さや弁護士の専門知識等の要素が最終的な料金に影響を与える可能性があり、会社法や家族法等の専門的な法律分野では、これよりはるかに高額な料金を請求する弁護士もいる。

弁護士による料金請求方法は様々である。

- 固定料金：特定の手続き（通常、定型的な法的業務）に対してあらかじめ決められた金額が請求される
- 時間料金：時間単位で請求される

- 顧問料：法的サービスの「着手金」。弁護士費用はこの顧問料から差し引かれる。残額が少なくなった場合、追加で支払う必要が生じることもある。
- 成功報酬：勝訴または示談したときに受け取る金銭から弁護士に報酬を支払う。敗訴した場合、弁護士は報酬を受け取らない。
- 法定料金：費用は法律で定められている

(5) リーガルエイド

無料または低料金の法的支援

裁判所を拠点とする自助サービス

カリフォルニア州のすべての上級裁判所には、無料の法的自助プログラムがある。法律情報が必要で、弁護士が付いていない場合、自助スタッフのサポートを受けることができる。

自助スタッフには以下のことが可能である。

- 事件についての説明
- 必要な書類の作成支援
- 法的選択肢の説明

ただし、物事のやり方を教えることはできても、何をすべきかを教えることはできないことに注意すること。また、何人に代わって出廷することもできない。

低料金の紹介サービス

弁護士紹介サービスは、無料または低料金の法的サービスを受ける資格がある人々に対し、地域のそのようなサービスの情報を提供する。無料支援の対象とならない人々に対しても、比較的費用を抑えた法的支援を得るための情報を提供する。

例えば、低料金（約 40.00 ドル）で 30 分間の相談を受け付けている弁護士の一覧を提供している。

訴訟の重要な部分だけを手伝い、残りの部分は訴訟当事者本人に任せる弁護士もいる（これは限られた範囲の代理と呼ばれる）。

リーガルエイドサービス

非刑事事件では、法律サービスプログラムから無料または低料金の法的支援を受けられる可能性がある。支援の可否は、収入状況および法的問題の種類によって異なる。このウェブサイト（[法的支援を探す | LawHelpCA](#)・[お近くの法律扶助と法的支援](#)）では、様々な地域の法律扶助事務所およびその事務所が対応している法律分野を調べることができる。

公益団体

非営利公益団体（市民の自由や住宅差別を取り扱う団体等）から支援を得られる場合もある。こういった団体には、事件を処理できるスタッフ弁護士が在籍していることがある。また、個人ではなく集団に対してのみ法的支援を行っている団体もある。

政府機関

法的支援を提供している政府機関がいくつかある。例えば、the Department of Child Support Service（児童扶養部）は、養育費に関する命令の取得または執行を行うことができる。

犯罪で起訴されており、弁護士を雇う余裕がない場合、地元の公選弁護人事務所から無料の支援を受けられるかもしれない。通常、裁判所が公選弁護人への紹介を行う。公選弁護人が受任できない場合、またはその地域に公選弁護人が存在しない場合、裁判所が無料で代理人となる別の弁護士を任命するのが一般的である。

法科大学院

法科大学院の中には、特定の種類の法的問題に対して無料の法律相談所を設置しているところもある。地元の弁護士協会や裁判所は、こういった相談所について知っている可能性が高く、より詳細な情報を提供してくれるかもしれない。

Law library programs（法律図書館プログラム）

多くの公共法律図書館では、法律に関するワークショップや「Lawyer in the Library（図書館の弁護士）」といった無料プログラムを実施しており、そこでは無料で法律情報を得ることができる。

また法律図書館の司書は、法律関係の調査を手伝い、法律に関する書籍、オンラインリソース、さらには訴訟で使える書式サンプルを見つける手助けをすることもできる。

(6) 外国人である DV 被害者に有益な情報

(7) その他、弁護士への依頼に関する有益な情報

<https://www.calbar.ca.gov/Public/Free-Legal-Information/Working-with-an-Attorney/What-to-Expect-Regarding-Fees-and-Billing>

<https://www.lalawlibrary.org/files/Get%20Legal%20Help%20by%20Topic.pdf>

<https://selfhelp.courts.ca.gov/get-free-or-low-cost-legal-help>

（ 弁 護 士 紹 介 サ ー ビ ス ）

<https://app.powerbigov.us/view?r=eyJrIjojZDM4ZGVhMDgtODZhMy00ZGRmLWI3ZTEtNTk2M2Q5ODk0ODM4IiwidCI6IjI1NTc3YmE1LTNlYmQtNGVjNS05MGQ3LTBlODE0OGE4MzE4YSJ9>

10 在留資格

(1) 外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法（DV 被害者のための特別なビザ等を含む）

(2) 手続の方法

○ U ビザ

ステップ 1 : 様式 I-918 Petition for U Nonimmigrant Status 「U 非移民ステータス申請書」の提出

様式 I-918 「U 非移民ステータス申請書」を提出する。必要な情報を省略せずすべて記入する。

ステップ 2 : Law Enforcement Certification (法執行証明書) の取得

様式 I-918 補足 B、すなわち「法執行証明書」は、被害者の当局への協力を証明するものである。

ステップ 3 : 裏付け書類の提出

申請書には、被害にあったことおよび当局に協力したことの証拠を含めなければならない。

警察の報告書、医療記録および虐待の証拠を集める。

○ VAWA (Violence Against Women Act) (女性に対する暴力防止法)

被害者は、まず VAWA 申請書を提出してからグリーンカードを申請するか、または両方の申請を同時に行うことができる。

すぐにビザを利用できる場合、被害者は、様式 I-360 (VAWA 自己申請書) および様式 I-485 (グリーンカード申請書) を同時に提出することができる。これは同時申請と呼ばれ、通常は米国市民のごく近い親族 (配偶者、子どもおよび親) が利用できる方法である。

ビザがすぐに利用できない場合には、まず最初に様式 I-360 を提出し、その承認を得なければならない。様式 I-360 の承認を得て、ビザが利用可能になった時点で、様式 I-485 を提出してステータスを調整できるようになる。これは、lawful permanent resident (LPR) (合法永住者) と結婚していた VAWA 自己申請者がしばしば利用する方法である。

以下は、最初に VAWA を申請してからグリーンカードにステータスを調整するプロセスである。

ステップ 1 : 様式 I-360 の作成

- ・ 様式 I-360 (“Petition for Amerasian, Widow(er), or Special Immigrant”) 「アメラジアン、寡婦 (夫) または特別移民用申請書」を U.S. Citizenship and Immigration Services (USCIS) (米国市民権・移民局) に提出する。
- ・ 申請手数料はかからない。

ステップ 2 : 裏付け書類の収集

- ・ 虐待関係の証拠 (警察の報告書、医療記録、接近禁止命令、家族・友人・専門家からの宣誓供述書)
- ・ 加害者との関係の証明 (婚姻証明書、出生証明書)
- ・ 道徳的人格の証明 (地域の指導者からの手紙、クリーンな犯罪歴)
- ・ 加害者と同じ居していたことの証明 (賃貸契約書、請求書、郵便物)

- ・ 申請書に記載されている子どもについては、親子関係を証明する出生証明書

ステップ 3：申請書の提出

- ・ 記入済みの様式 I-360 および裏付け書類を適切な USCIS の住所に郵送する。

ステップ 4：USCIS の決定を待つ

処理時間は様々であるが、申請が承認された場合、

- ・ 被害者が適格であれば、就労許可（EAD）を申請し、最終的にはグリーンカード（様式 I-485）を申請することができる。
- ・ 申請書に子どもが含まれている場合は、その子どももグリーンカードを申請することができる。
- ・ 被害者が強制退去手続き中の場合、VAWA の承認は、国外退去からの救済を求めるにあたって有利に働く。

○ 亡命

外国国民は、本国で政府または政府関係の個人もしくは集団から迫害を受けている、または受けるおそれがあることを証明するとき、政治的亡命の資格を得る場合がある。そのためには、以下の 5 つのいずれかの理由に基づく迫害であることを証明しなければならない。

1. 国籍
2. 人種
3. 宗教
4. 特定の社会集団への所属
5. 政治的信念

要約すると、DV 被害者も、非常に限られた状況下においてではあるが、亡命の資格を得られる可能性がある。したがって、以下の条件をすべて満たす場合には、亡命を申請することができる。

1. 被害者に対する暴力が、上記の 5 つの理由のいずれかによって動機づけられていること。
2. 被害者の母国の政府が、被害者を加害者から守る意思または能力を欠いていること。

以下は、米国において亡命を申請するプロセスである。

ステップ 1：米国の通関手続地（入国地）への到着

米国の通関手続地（入国地）で亡命を求める移民は、U.S. Customs and Border Protection (CBP)（米国税関・国境警備局）職員に亡命申請する意思を表明しなければならない。これは、空港、海港、地上国境等、合法的な入国地点で行うことができる。

ステップ 2：信頼できる危険に関する面接

亡命申請の希望を表明した個人は、米国市民権・移民局（USCIS）の亡命担当官が実施する信頼できる危険に関する面接を受ける。この面接の目的は、当該個人が亡命の資格を確立できる可能性が高いかどうかを判断することである。

ステップ 3：亡命申請書の提出

信頼できる危険に関する面接を通過したら、次のステップは、様式 I-589 「Application for Asylum and for Withholding of Removal（亡命および強制退去停止申請書）」を USCIS に提出することである。この申請は、特別な事情がない限り、米国に到着してから 1 年以内に行わなければならない。

ステップ 4：積極的亡命プロセス

初期審査：申請書は、まず USCIS によって審査される。

面接通知：亡命請求者は、地域の亡命事務所での面接に出席するよう通知を受ける。

亡命面接：面接において、亡命担当官は、申請者の経験および亡命を求める理由について詳細に質問する。

決定：面接の後、USCIS が決定を下す。亡命が認められた場合、申請者はアサイリー（亡命認定者）となり、最終的には法的な永住権および市民権を申請できるようになる。

ステップ 5：防御的亡命プロセス

すでに強制退去手続きが開始されている場合、防御的に亡命申請をしなければならない。

強制退去手続き：個人が適切な書類なしに米国に入国して捕らえられた場合や、ビザが切れて不法滞在している場合に開始される。

移民裁判所：申請書は、事件を審理する移民裁判官に提出される。

法的代理人：亡命申請者にとって、このプロセスにおいて法的代理人を付けることは、亡命が承認される可能性を最大限に高めるために極めて重要である。

審理および判決：裁判官は、事件を審理して判決を下す。亡命が認められた場合、申請者は、積極的プロセスによる亡命と同様の保護および福祉を受ける。

ステップ 6：決定後の選択肢

不服申立て：亡命が認められなかった場合、the Board of Immigration Appeals (BIA)（移民不服審査委員会）に上訴することができ、必要に応じて連邦裁判所に上訴することも可能である。

アサイリーステータス：亡命が認められた場合、亡命が認められてから 1 年後に法的な永住資格（グリーンカード）を申請することができる。最終的には米国市民権

を申請することも可能である。

○ T ビザ

以下の条件を満たす場合には、T 非移民ステータスを取得できる可能性がある。

- 深刻な形態の人身取引の被害者である、または被害者であったこと。
- 人身取引の結果として、米国、米領サモア、北マリアナ諸島連邦または通関手続地に物理的に存在していること。
- 人身取引の検知、捜査または起訴に関する支援について、法執行機関からの合理的な要請に応じたこと（人身取引行為のうち少なくとも1件が発生した時点で18歳未満であったか、または身体的もしくは心理的外傷により協力することができない場合を除く。このいずれかに該当するときは、法執行機関からの合理的な要請に応じたことの証明を免除される可能性がある）。
- もし米国から退去させられたら、異常かつ重大な被害を伴う極度の困難に陥るであろうことを証明すること。また、米国への入国資格があること。入国資格がない場合には、一定の不適格事由に対し免除を受けられる可能性がある。その際は、様式 I-192「Application for Advance Permission to Enter as a Nonimmigrant（非移民としての事前入国許可申請書）」を用いて免除を申請することができる。

T ビザ申請手続き

ステップ1：書類の準備

申請手続きを開始する前に、人身取引の被害者としての主張を裏付けるために必要な書類（警察の報告書、法執行官からの宣誓供述書、裁判所の文書、人身取引の経験、法執行機関への協力および国外退去となった場合に直面するであろう極度の困難について詳述した本人の陳述書、パスポート、出生証明書その他の身分証明書の写し、人身取引によって米国に物理的に存在していることを示す証拠等）をすべてそろえる。

ステップ2：様式I-914の記入

様式 I-914「Application for T Nonimmigrant Status（T 非移民ステータス申請書）」は、T ビザの申請に必要な主たる様式である。

ステップ3：様式I-914Aの記入（該当する場合）

被害者に適格な家族がいる場合は、様式 I-914A「Application for Family Member of T-1 Recipient（T-1 受給者の家族用申請書）」に記入する必要がある。

ステップ4：申請書（I-194 および該当する場合はI-194A）を USCIS に提出する

ステップ5：予約したバイオメトリクスを受ける

ステップ6：決定を待つ

USCIS は、申請書および裏付け書類を審査する。このプロセスには数カ月かかることがある。申請者は、この期間中に面接を受けるか、追加情報を提供するように求め

られることがある。

ステップ7: 決定の受領

USCIS が決定を下した後、申請者は、申請が承認されたか否かを示す通知書（様式 I-797）を受領する。承認された場合、申請者には 4 年間の T 非移民ステータスが付与される。この期間は延長される可能性がある。

。 SPECIAL IMMIGRANT JUVENILE STATUS (特別移民青少年ステータス)

米国に居住している非市民の子どもであって、親によってネグレクト、虐待または遺棄された者は、「特別移民青少年ステータス (SIJS)」を通じてグリーンカード（米国の法的な永住権）を取得できる可能性がある。

ステップ1: 州裁判所によるネグレクト、虐待または遺棄の認定

子どもが特別移民青少年ステータスの対象となるのは、子どもが一方または両方の親によってネグレクト、虐待もしくは遺棄されている、または同等の状態にあること、および母国に帰ることが子どもにとって最善の利益にならないことを、当該子どもが居住する州の裁判所が認定する場合に限られる。裁判所の条件、手続きおよび法的基準は、州によって異なる。裁判所は、通常「特別認定」または「前提命令」と呼ばれるものを発行する必要がある。

州裁判所での手続きの種類

特別移民青少年ステータスの対象となる子どもは、以下の 3 つの方法のいずれかによって裁判所制度にたどり着くことが最も多い。

1. 子どもの虐待またはネグレクトを理由として、家族が警察または児童福祉機関に通報されることがある。このようなケースは、子どもを州の被後見人とするべきか、それとも民間の後見人に預けるべきかを判断するために、少年裁判制度に付される可能性がある。事件は、政府弁護士が担当する。子どもがまだ米国での法的かつ恒久的な移民ステータスを持っていない場合、当該子どもまたは利害関係のある成人は、弁護士に対して事件を扱う際に特別移民青少年ステータスについて検討するよう依頼すべきである。
2. 虐待していない親や他の家族は、離婚または親子関係の訴訟の一環として、家庭裁判所に対して親権を申立てることができる。その際は、他方の親による虐待、ネグレクトまたは遺棄を主張することになる。このような状況では、親権を求める者は通常、民間の弁護士を雇う必要がある。また裁判官は、「訴訟のための後見人 (Guardian ad Litem: GAL)」と呼ばれる別の弁護士と子どもおよび家族との面談を求めることもある。GAL は、家庭の状況および子どもにとっての最善の利益について裁判官に報告する。

家族または友人は、裁判所に対して自身を子どもの法定後見人にするよう申立てることができる。この選択肢は、両親が子どもを友人または親戚に預け、子どもの世話をしなくなったが、警察または児童福祉当局への報告はされていない場合によく用いられる。多くの州では、この手続きは遺言検認裁判所で行われる。家庭裁判所での親権訴訟と同様に、後見人候補者は民間の弁護士を雇うことができ、裁判官は「訴訟のための後見人」を任命することができる。

ステップ 2：特別移民青少年ステータスを目的とする I-360 申請書の提出

少年裁判所の命令を取得したら、次のステップは、SIJS のために USCIS に請願を出すことである。

SIJ（特別移民青少年）分類の申請には、以下の様式および裏付け書類を USCIS に提出しなければならない。

- ・様式 I-360「アメラジアン、寡婦（夫）または特別移民用申請書」
- ・未成年であることの証拠：以下のうち 1 つ（英語以外の場合は英訳を含む）
出生証明書、パスポート、外国政府が発行した公的身分証明書、その他年齢を十分に証明できる書類。
- ・有効な少年裁判所命令であって、必要な認定を行っていて、裁判所判断の事実的根拠を含む、またはその証拠によって裏付けられているもの。
- ・当該未成年者が the U.S. Department of Health and Human Services of Refugee Resettlement (HHS)（保健福祉省）の保護下にある場合は、少年裁判所の命令に加えて米国保健福祉省難民再定住室の書面による同意書（PDF）。
- ・様式 G-28「弁護士または認定代理人としての出廷通知書」。

ステップ 3：現在の優先日を待つ

USCIS が I-360 を承認した後でも、子どもが次のステップであるグリーンカードの申請に進む前に、待機が必要となる場合がある。これは、現在（current）の「優先日（priority date）」を持つまで、つまり、特別移民のための第 4 優先（EB-4）移民ビザカテゴリーでビザが利用可能になるまでは、当該子どもに申請資格がないためである。

ステップ 4：米国永住権の申請（ステータス調整）

優先日が現在（current）になったら、子どもは、様式 I-485「Application to Register Permanent Residence or Adjust Status（永住権登録またはステータス調整申請書）」および裏付け書類を USCIS に提出する必要がある。

III. ハーグ条約に基づき DV 被害者が調査対象国に帰国する場合について

※ 子の連れ去り・留置を行った DV 被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に子どもと共に子どもの常居所地国に帰国する場合を想定

1 ハーグ条約に基づき DV 被害者が帰国する前に、調査対象地域で DV 被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法

※ 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がないか等

カリフォルニア州で逮捕状が出ているかを調べるには、以下の方法がある。

- ・ 逮捕状が出ている可能性があると考える郡の保安官事務所または上級裁判所のウェブサイトを検索する
- ・ カリフォルニア州上級裁判所のウェブサイトを検索する
- ・ カリフォルニア州司法省を通じて犯罪経歴調査を行う

● 現地の保安官事務所または警察署に問い合わせる ● 第三者のサービスを利用して犯罪経歴調査を行う 逮捕状の検索方法 ● 氏名、生年月日、および場合によっては運転免許証番号または事件番号を検索する ● 司法長官室のウェブサイトで犯罪歴の記録を請求する
2 DV被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV被害者の帰国前に刑事手続を止める方法 ※ アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等 カリフォルニア州における刑事手続きは、却下申立て、更正プログラムその他の方法により終了させることができる。 DV が関係する事案においては、被害者は、検察官に対して接近禁止命令等の保護措置の存在を知らせること、および加害者から受けた暴力を示す証拠すべてを常に保持しておくことができる。 被害者に有利な証拠を裏付ける外国の命令がある場合には、たとえその犯罪事実が現在の管轄区域で発生したものでなくとも、当該命令の翻訳済みの写しをいつでも検察官/刑事裁判官に提示することができる。このことは、過去の出来事から加害者による暴力の全体像や暴力の傾向を理解してもらうという意味で役立つ。 3 ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法 ※ アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等
2006 年に成立したカリフォルニア州法 (SB 1569) では、人身取引、DV その他の重大犯罪の被害者である移民は、難民に適用されるのと同じ規則に基づき、州および地域の福祉を受けることができると規定されている。 移民ステータスに関係なく利用できるサービスには、Medi-Cal、IHSS (在宅支援サービス)、DV およびホームレス向けシェルター、女性・乳児・子どものための補助栄養プログラム (WIC)、フードバンク、無料食堂、学校での朝食および昼食、妊婦健診、家族計画、緊急医療サービス (分娩を含む)、地域診療所、ならびにほとんどの非営利機関によるサービスが含まれる。 Victims Compensation Program (被害者補償制度) によるサービスも、移民ステータスに関係なく利用可能である。これらのサービスを受けるには、人身取引被害者は、警察および裁判所機関が犯罪者を捜査または起訴する際に協力することに同意しなければならない。 4 その他、ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報 1980 年ハーグ子の奪取条約は、残された親の監護の権利を侵害して常居所地国から不法に連れ去られ、または留め置かれた子の返還を確保するために、締約国間において運用されている。これは、子どもにとって最善の利益とは、通常、子どもが速やかに返還され、その上

で子どもの母国の当局および裁判所が法的小および身体的親権に関する問題を判断することである、という前提に基づいている。

DV は、ハーグ条約に基づく事件において非常に重要な問題である。特に、条約第 13 条(1)(b) は、「返還によって、その子が身体的または心理的な危害にさらされる、その他その子が耐え難い状況に置かれる重大な危険がある」場合には、裁判所がその子どもの返還を拒否することができる」と規定している。この第 13 条(1)(b)の例外が成立する場合、裁判所は、未成年者を母国に返還することが可能か否かについての法的裁量を有する。

多くの場合、親は第 13 条(1)(b)の例外を主張し、これに基づいて子どもの返還に抵抗する。このようなケースにおける「重大な危険」は、残された親による連れ去った親への直接的な身体的・精神的危害に限らず、子どもが返還された場合に連れ去った親の精神的健康が悪化し、その結果として子どもの養育能力に生じる可能性がある影響にも関係してくる場合がある。

このような状況において、危害の重大な危険を軽減させる保護措置を講じることができると主張されることがある。例えば、他方の親に対する自身の行動に関してアンダーテイキング（親が裁判所に対してする約束）がなされることがある。また、子を連れ去った親および子どもを保護することができる、その国で利用可能な社会的・司法的サービスに関する情報が裁判所に提供されることもある。第 13 条(1)(b)のみを根拠として、またはこれと他の返還例外事由とを組み合わせる返還が拒否される事例は、時間の経過とともに大幅に増加している。

子どもが常居所地国に返還された場合、その後、連れ去った親が子どもと共に合法的に転居するための申請を行うことが多い。したがって、各国の転居に関する管轄権の有効性は、子の奪取の抑止においてだけでなく、将来的な危害から子どもを継続的に保護するという観点においても、極めて重要である。例えば、返還命令の結果として親の精神的健康が悪化するおそれがある場合、子どもにとって最善の利益を十分に考慮しないまま転居手続きが長期化すれば、この危険は深刻化することになる。

2023 年 10 月、ハーグにおいて、1980 年ハーグ子の奪取条約および 1996 年ハーグ親責任条約の実務運用に関する第 8 回特別委員会会合が開催された。この特別委員会では、国際的な子の奪取との関連において DV が重要な問題として議論された。

特別委員会は、「*家族の国際的移動申請について迅速に判断することが、国際的な子の奪取を抑止するという 1980 年子の奪取条約の目的を強化する可能性があり、また家族の国際的移動に関するワシントン宣言の推進を促した...*」と勧告している。以上を踏まえ、各締約国は、1980 年ハーグ子の奪取条約のレンズを通して、転居案件の扱いにおける家族法制度の妥当性について検討することが期待される。なぜなら、子の奪取案件と家族の転居案件とは密接に関連しているからである。要するに、子どもの国際的な移動を支援するための、より良い解決策が世界的に求められているのである。これによって、すべての子どもの保護および国際的な子の奪取の現実的な抑止が促進されることになるだろう。

IV. その他の関連情報

ハーグ条約第 13 条(1)(b)に基づく抗弁として DV を主張する場合には、これを米国の裁判所において高水準の証拠をもって証明しなければならない。「明白かつ説得力のある証拠」がその証拠基準である。そのため、母国で DV の被害を受け、そのような法的抗弁を行おうとする場合には、DV が関係するハーグ条約事件の訴訟について専門知識および経験を有する有資格の弁護士に相談することが極めて重要である。上記の詳細については、www.jesuseduardoarias.com より当事務所まで気軽に問い合わせしてほしい。